岐阜県 土木関係手数料徴 収 条例 \mathcal{O} 部を改正する条例に 0 VI 7

岐阜県土木関係手数料徴収 条例 \mathcal{O} 部 を改正する条例を次 のように定めるものとする。

^{令和二年二月二十日提出}

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例 の 一 部を改正する条

正する。 岐阜県土木関係手数料 徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十三号) \mathcal{O} 部を次のように改

業許可証明書交付手数料」に改める。 表第一 \mathcal{O} 表 八 \mathcal{O} 項中 マは 確認書」 を削 り、 「建設業許可 証明書等交付手数料」 を 建

め、 あっ 分を計算する評価方法による」に改め、 別 ては、 表第一十八の三の表備考第四号中 「共用部 口 分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」 の区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び 「に住戸部分及び共用部分が含まれてい 同表備考第五号中「、 ハ」を「(前号に規定する場合に の下に「を合計した額) る を / に改 \mathcal{O} を加え 共 用

二 号 イ (2) (i) 号中 それぞれ額の欄に掲げる額及びハ」に改め、 \mathcal{O} ている」を び共用部分が含まれている」 別表第 床 (前号に規定する場合にあっては、 の 下 に 面積に応じそれぞれ額 一 条 第 一 に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び 스 第一項第二号イ(2ii)又は(3) (1)又は(3)及びロ(2)又は(3) + 「を合計した額) 「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、 を「 八 0 兀 (前号に規定する場合にあっては、 \mathcal{O} 表四の の欄に掲げる額」 」を加え、同表備考第十四号中「に住戸部分及び共用部分が (又は3及び を「の共用 項 2イ中「第一条第 こに改 口 め、 の区分の欄 部分を計算する評価方法による」 口(2又は(3)に改め、 同 項 2 の下に 「共用部分の床面積に応じそれぞれ額 一項第二号イ ハ中「第一条第一項第二号イ 「を合計した額) (2に掲げる場合にあ 口 の区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じ (2) 及 び 同表備考第十五号中「、 同表備考第八号中 _ 口 ハの」に改め、 (2)を加える。 に改め、 Ó 」を「第一条第 ては、 (2及びロ 「に住戸部分及 ハ の欄に掲げる 同表備考第九 又は 「共用部分 の」を 含まれ (<u>2</u>)を

附則

 \mathcal{O} 条例 は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日 か ら施行する。

次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

別表第一一の表八の項の改正規定 令和二年四月一日

提 案 明

建設業法の一部改正に鑑み、国土交通大臣による建設業の許可を受けている旨の確認書の交付

に係る手数料を廃止する等のため、この条例を定めようとする。